

子発 0711 第 1 号
令和 4 年 7 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。